

ふれあいネットワーク活動の手引き

～広がれ！ふれあいネットワーク活動～

誰もが安心して暮らせるまちづくりを



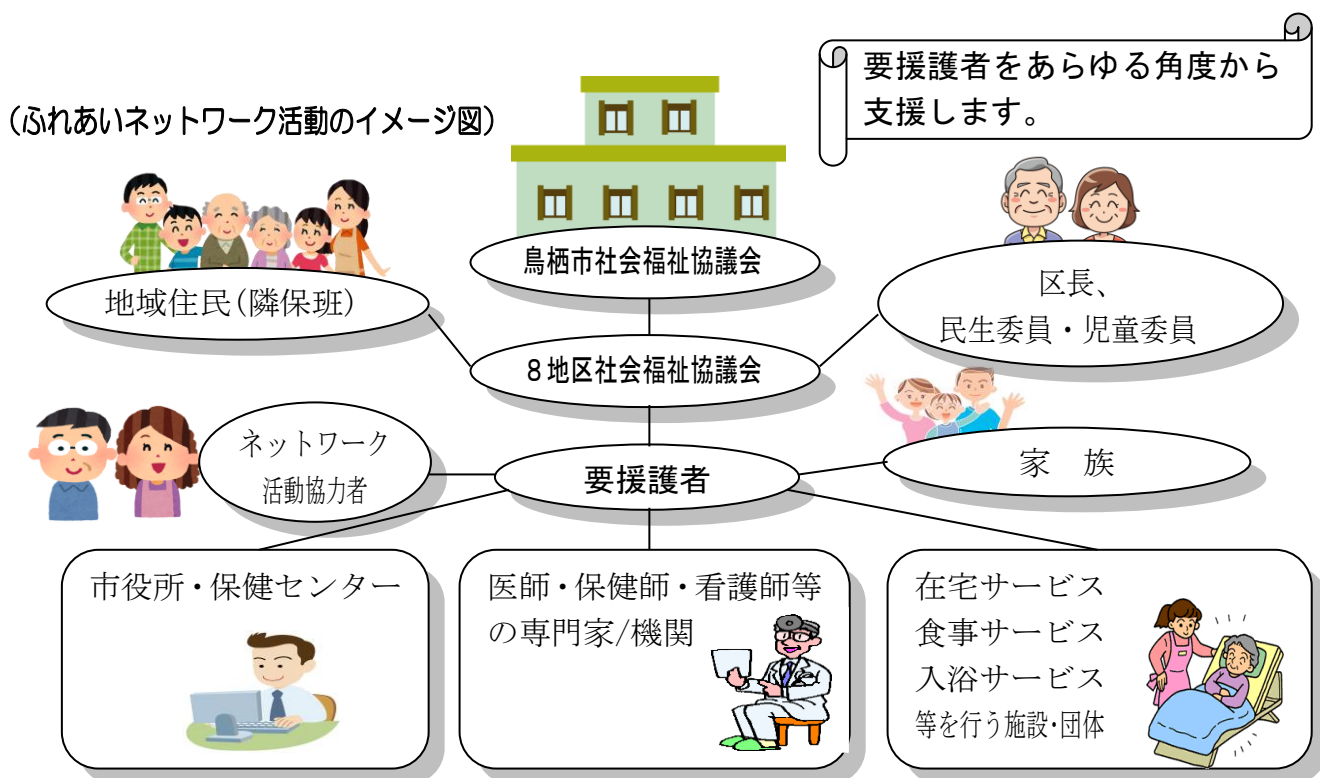
社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会

広げよう！地域のふれあいの輪

少子・高齢化や核家族化が進み、また、地域での人と人との繋がりも薄れてきており、地域のコミュニティ機能が低下している中で、多様な福祉活動が必要とされています。

ふれあいネットワーク活動は、地域で、見守りや支援を必要とされる方に対して、身近な近隣の間人関係を活かしながら、お互いが安心して暮らせるまちづくりのために重要な事業として活動いただいております。その具体的な活動内容は、安否確認に代表される「見守り活動」です。

鳥栖市社会福祉協議会では、「見守り活動」を中心に8つの地区社会福祉協議会を通して「ふれあいネットワーク活動」を推進しています。



1 ふれあいネットワーク活動の具体的活動は・・・

高齢者（一人暮らし・夫婦など）や障がいをお持ちの方々が、地域の中で孤立することなく、安心して生活できるように、地域住民による支えあい、助け合い活動を展開し、地域での福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりをすすめようというものです。

(1) 見守り、安否確認、声かけ訪問活動。

ネットワーク活動協力者が、日頃から要援護者に「お元気ですか？」と声をかけたり、訪問したりします。場合によっては、声かけなどもせずに見守りだけのこともあるでしょう。

(2) ふれあいネットワーク活動による福祉問題の発見と、市役所や社協等への連絡。

要援護者の話し相手、相談相手になる中で、必要な場合は、区長や民生委員・児童委員へ報告をし、関係機関へ連絡を取りましょう。

♪ ネットワーク作りの進め方

ふれあいネットワーク活動は以下の手順で進められます。



1 要援護者の把握

区長、民生委員・児童委員、地域住民の方により、援助が必要な要援護者を把握する。または、本人の希望に対応する。



2 本人及び家族のニーズを把握して、活動について説明し、了解いただく。

区長、民生委員・児童委員、地域住民の方により、活動内容の説明と、本人の了解を得る。
(必要な場合は社協職員が伺う)



ふれあいネットワーク
台帳の作成 P4参照



3 ネットワーク活動協力者の打ち合わせ (ネットワークの成立)

メンバー間で活動の目的や、役割分担、緊急連絡網など、必要な事項を確認する。



4 ネットワーク活動開始

訪問票の記入 P5参照



メンバー間で定期的に打ち合わせを行い、情報交換・調整などを行う。

5 ネットワーク活動者の話し合い (情報交換・調整・反省会)

できれば、毎月1回、又は年に2、3回でも、メンバーが集まってお茶を飲みながら楽しく話し合いをする。



♪ふれあいネットワーク活動推進上の留意点

◇ 活動は謙虚に、明るく！

声かけ訪問の際には、明るく、思いやりの心で、誠意ある行動を心がけましょう。



◇ プライバシーの保護（個人情報を漏らさない）

人には触れて欲しくないことや傷つくこともあります。
活動上知り得た個人の情報は、第三者へ話してはいけません。

◇ 訪問は玄関先まで

声かけ訪問は、玄関先までとし、あまり深入りしすぎないようにしましょう。要援護者とのトラブルを招く恐れがあります。

訪問は2～3人でしたいものです。1人での訪問より、少人数での訪問を勧めます。

◇ 要援護者の主体性の確保

要援護者の自立を支援する為には、要援護者の出来る仕事まで必要以上の援助をしないようにしましょう。



◇ 緊急時の通報について

対象者の突発事故（急病・発作・火災・風水害等）に気付いた場合や、応答がない場合など、いち早く区長、民生委員・児童委員、消防等関係者への通報をお願いします。

◇ 監視ではない

見守り活動は「監視」ではありません。要援護者に精神的圧迫感を与えないように注意しましょう。

◇ けが・事故に注意！

けがや事故には十分注意していただき、見守り活動を行ってください。万が一けがや事故に合われた場合は、ボランティア活動保険に加入していますので、地区社協又は市社協へご連絡をお願いします。また、活動保険は、けがや事故以外でも訪問先でものを誤って壊した場合なども対象になります